

【中小企業者等向け】

事業者向け脱炭素化促進事業補助金の御案内

本事業は、コロナ禍において電気料金の高騰等に直面する事業者の負担を軽減するとともに、市内における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。

1. 対象者

市内に事業所を有する中小企業者※1、中小企業団体※2、青色申告を行っている個人事業主、医療法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人※3、一般財団法人※3、公益社団法人※3、公益財団法人※3、協同組合等

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、下表に規定する会社及び個人

※2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

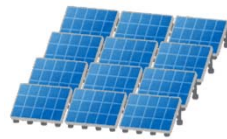
※3 中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

詳細な対象者の要件等については、裏面をご覧ください。

2. 対象機器

事業者向け脱炭素化促進事業補助金

補助対象：太陽光発電設備、定置型蓄電池、
給電性能を備えたEV



補助額：太陽光発電設備 5万円/kW（上限10 kW未満）
定置型蓄電池 6.3万円/kWh（上限10 kWh未満）
給電性能を備えたEV 20万円/台（上限1社5台）

3. 予算額

補助対象	補助額	予定件数	予算額 (千円)
太陽光発電設備	5万円/kW(上限10kW未満)	50	25,000
定置型蓄電池	6.3万円/kWh (上限10kWh未満)	30	18,900
給電性能を備えたEV	20万円/台(上限1社5台)	100	20,000
	計	180	63,900

4. 中小企業等の要件（詳細）

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
	旅館業	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とします。

5. 対象機器の要件

補助対象機器	主な要件
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月30日以降に契約し、交付決定後に着工すること 購入、リース、オンサイトPPAによる導入 FIT/FIP制度の利用は補助対象外
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月30日以降に契約し、交付決定後に着工すること 購入、リース、オンサイトPPAによる導入 太陽光発電システムを設置していること、又は同時に設置（太陽光発電設備の連系開始日から30日以内に保証開始）すること
給電性能を備えたEV	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月30日以降に契約し、交付決定後に車両の登録を行うこと 購入、リースによる導入 国の実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両一覧のうち、給電性能有とされていること。

6. 募集期間

令和4(2022)年12月26日(月)～令和5(2023)年3月31日(金)

※ 予算に達し次第、受付を終了します。

※ 詳細は宇都宮市のホームページを御覧ください。応募方法や申請様式を掲載しています。

URL:<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kankyo/ondanka/1030368.html>



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

宇都宮市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

【問い合わせ先】

宇都宮市 環境部 環境政策課
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
市役所本庁舎12階
TEL：028-632-2418